

都野津町づくり協議会規則第 1 号

都野津町づくり協議会の「佐々木準三郎記念館(都野津会館)管理規則」を、次のとおり定める。

平成30年5月9日

会 長 佐々木 一幸

「佐々木準三郎記念館(都野津会館)管理規則」

第1章 総 則

(制定の経緯)

第1条 都野津会館は、従来、江津市と「都野津会館管理委員会」との間に市有財産無償貸付契約により使用してきたが、都野津町づくり協議会の発足により市からの借受人が都野津会館管理委員会から町づくり協議会に移管されたため、「都野津会館管理規則」を定め、都野津町民の活動の場とし、集会、行事その他に使用するものである。

(名 称)

第2条 令和2年2月をもって、「佐々木準三郎記念館(都野津会館)」(以下、「記念館(会館)」という。)に名称変更する。

(事務局)

第3条 記念館(会館)の事務局は、「都野津町づくり協議会」事務局内に置く。

第2章 維持管理

(維持管理)

第4条 記念館(会館)の維持管理は、都野津町づくり協議会が行う。

2 記念館(会館)の維持管理に必要な経費は、町づくり協議会の予算で行う。

3 施設整備は、部外委託することができる。

(使用申請)

第5条 記念館(会館)使用者は、記念館(会館)使用申請書(別記様式)を提出して、使用許可を受けなくてはならない。

(使用許可の制限)

第6条 次の事項に該当する場合は、使用を許可しない。

1 公共の秩序及び風俗に反し、若しくは公益を害する恐れがあると認めたとき

2 その他管理上支障があると認めたとき

(使用上の留意事項)

第 7 条 記念館(会館)の使用にあたっては、記念館(会館)の内外を損傷させないよう細心の注意を払わなければならない。

2 火元・戸締りについては、使用する代表者が全責任をもって行うものとする。

3 騒音等の迷惑行為があってはならない。

4 記念館(会館)専用駐車場は、駐車台数が少なく記念館周辺での不法駐車・迷惑駐車に留意すること。

5 記念館(会館)使用の事前許可を得ていても、葬儀式の貸し出しが優先する。

6 使用者が、建物、備品等を損傷した場合は、速やかに届出、その損害を弁償しなければならない。弁償の負担及び修理については、町づくり協議会との協議の上決定する。

(使用料等)

第8条 記念館(会館)の使用料は、別に定める。(別紙)

2 使用料の支払いは、事務局窓口又は金融機関で行う。

第3章 雑 則

(委 任)

第 9 条 この規則のほか、必要な事項は別に定める。

【 附 則 】

1 この規則は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

2 令和2年6月2日 第 2 条 名称変更に伴う事項及び第 6 条及び第 7 条 使用者に関わる事項の一部改正

佐々木準三郎記念館(都野津会館)使用料等について

佐々木準三郎記念館(都野津会館)管理規則第6条に基づき、記念館(会館)使用料等を次のとおり定める。

1 使用料

(1) 協議会会員(自治会会員)

部 屋		使用料
和 室		400円
1F	ホール	400円
	研修室①	400円
	研修室②	400円
2F	ホール	400円
調理室		1, 200円

(2) (1)以外の利用者

部 屋		使用料(4時間未満)	使用料(4時間超)
和 室		1, 000円	2, 000円
1F	ホール	1, 500円	3, 000円
	研修室①	1, 000円	2, 000円
	研修室②	1, 000円	2, 000円
2F	ホール	1, 500円	3, 000円
調理室		3, 000円	6, 000円

2 使用時間

(1) 原則、月曜日から金曜日の9時から17時までとする。

(2) 休館日：土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日まで

3 休館日(時)の記念館(会館)使用について

休館の時は、原則として次の場合のみ使用可能

- ① 町づくり協議会関係事業(自治会活動)
- ② 町づくり協議会が必要と認めた場合
- ③ 市役所等による公共的な活動を目的とする場合

4 使用申請

- 記念館(会館)の利用者は、記念館(会館)使用申請書(別記様式)を提出して、使用許可を受けなくてはならない。
- 使用の事前申し込みは、使用月の月頭から受け付ける。
- 使用後速やかに都野津地域コミュニティ交流センター郵便受けに返却する。

5 カギの授受

- 使用日までに地域コミュニティセンターでカギ貸与簿に記入し貸出しを受ける。
- 使用責任者は使用後、整理整頓を確認し、施錠後カギ及び申請書を速やかにコミュニティセンターに返却する。

6 使用料の支払い

使用料金の支払いは、あぷりこ窓口又は町づくり協議会口座で行う。

【附則】

1. この規程は、平成30年5月9日より実施する。
2. 令和2年6月2日 第3条から第7条を一尾改正、同日より実施する。
3. 令和7年1月1日 「別紙:佐々木準三郎記念館(都野津会館)使用料について)」を全面改正、同日より実施する。